

令和五年七月十二日

御中

皇居東御苑「大手休憩所」整備基本構想に対する意見書

令和四年五月十三日に宮内庁管理部より発表された「大手休憩所(仮称)整備基本構想」に対し、下記のとおり意見を述べます。

記

皇居東御苑は、一般に公開されているとはいえ皇居の一部なのであり、単なる公園や観光施設ではなく、またそうあってはなりません。

皇居東御苑の「主」はあくまで皇室であって、来訪者(=観光客)が主役であるかのような豪華・多機能な大型休憩所の設置は不相当であり、御苑の景観や品位だけでなく「皇宮」としての本来的性格からも、来訪者のための休憩施設はできるだけ小規模なものにとどめる必要があります。よって、設置される休憩所は、トイレ・椅子・冷暖房等の休憩機能と、記念品頒布のためのささやかな売店、皇居や皇室についての簡単な情報提供機能のみを持つ必要最小限の施設でなければなりません。

また皇居東御苑においては、休憩所内を含めて(体調維持のための水分補給をのぞき)飲食は全面的に厳禁とすべきであり、「カフェ」等の飲食店を設置することなど絶対にあってはなりません。

情報提供機能についても、同構想には、皇室への敬愛の念を涵養するといった観点が全く欠如しており、特に外国人観光客の興味に応えることを意識した「皇室テーマパーク」的な不遜なものとなるのではないかと懸念致します。

インバウンド取込みを図る経済対策に過ぎない「観光立国」政策に皇居までをも巻き込み、皇居東御苑の皇宮としての本質を歪め、ひいては皇室と国民との紐帯をも毀損せしめかねない「大手休憩所(仮称)整備基本構想」に、憂慮の念を禁じ得ません。

なお、同様の理由から、三の丸尚蔵館の宮内庁から独立行政法人国立文化財機構への移管にも反対致します。

皇居は観光施設ではありません。そして、宮内庁は観光業者ではなく、皇室は観光資源ではありません。その国柄的大原則を踏まえた、賢明なる皇宮管理行政の遂行に努められるよう願います。

以上